

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 C日程

(2017年1月7日実施)

試験科目：法律科目試験（刑法）

配点：100点

以下の事実を前提として、2016年12月以降の行為について、具体的な事実を摘示しながら、X及びYの罪責を論じなさい。なお、特別法違反の点は除く。

1. Xは、P県の県知事であり、同県内で行われる公共工事の一般競争入札の方法、その条件等を設定する権限を有している。Yはその実弟である。
2. P県での公共工事は、Xの実弟Yを通じて示される「天の声」によって受注業者が決定されるという事態が常態化していた。Yは公務員でもなくXの秘書でもなかつたが、表に出せないXの政治的活動を取り仕切るとともに、いわゆる「ヤミ資金」を管理する立場にあった。Yは、これまでにも、さまざまな名目で業者から資金を受け取るようなこともあったところ、そうした資金はあくまでXの政治的活動のためにのみ用いるようXから強く要請されており、Yもそれを了解していた。
3. 2016年11月、P県ではダム工事が行われることになった。A社の専務BのYへの働きかけを受けて、YはXの承諾を得て建設業者を取りまとめて談合させ、A社がこの工事を受注することになった。
4. 2016年12月5日、Bは、Yのもとに挨拶に訪れ、その際に、Bが、「今度また折り入ってご相談させていただきたいことがございます。お土産もご用意しておりますので、料亭『みなみや』においていただけませんか。」と申し向けた。Yは、さしあたり同所での再度の会合を約して帰った後、XにBからの申し出を伝えるとともに、「兄貴、今度の選挙には金が要る。くれるものならもらっておこう。」と申し述べたところ、Xは「そうか。万事お前に任せた。いつもどおりに処理してくれよ。」と応じた。XにとってもYにとっても、Bのこの申し出が、要するに工事受注の謝礼の趣旨でなされる資金の提供であることは、暗黙の前提であった。
5. Bとの約束の日、2016年12月24日、料亭「みなみや」に赴いたところ、果たして、Bは、「先日は大変お世話になりました。この饅頭をどうぞX先生へ。今度の選挙は絶対に勝ってください。今後ともよしなに。」と言いつつ、箱入りの饅頭を差し出した。その際Bは、饅頭の下に1万円札の札束が敷き詰められているのをチラッと見せたところ、Yはこれを認識しつつ、受け取った。なお、Bは、この資金提供の見返りとして、Xによる何らかの具体的な行為をYに依頼したわけではなかった。
6. このようにして、合計200万円分の札束が隠された箱入りの饅頭を受け取って帰宅したYであったが、その翌日、2016年12月25日に、Yは、Xに隠れて運用していた自らの株の先物取引で大規模な損失を出し、たちまち資金繰りに窮することになった。そこで、いずれまた株で儲けてまとまった資金ができたら戻せばよからうと考え、2017年1月6日、Bから受け取った200万円をそのまま自らの損失の補填のために流用すべく、ただちに、取引していた証券会社Cの社員Dを呼び、Dにこれを交付した。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 C日程

(2017年1月7日実施)

試験科目：法律科目試験（憲法）

配点：100点

以下の文章（フィクション）を読み、設間に答えなさい。

原告女性（X）は、2015年11月1日、前夫Aとの間で離婚の調停を成立させた。XはAからの度重なる暴力に耐えかねて、既に3年前から離婚を決意していた。XとAの間には子どもはいなかった。

Xは、右調停成立直後から、別の男性Bと同居して、事実上の夫婦として生活してきた。

Xは、2016年1月1日、住所地の自治体の市長に対し、両者が婚姻する旨の届出をした。しかし、市長は、民法733条の規定に違反するとして、届出を受理しなかった。これに対して、Xは、民法733条が憲法および「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）に違反し、同条を改廃しなかった行為が国家賠償法1条1項の違法行為にあたるとして、婚姻届の不受理によって生じた不利益および精神的苦痛に対する慰謝料を請求し、国（Y）を被告として提訴しようと考えていた。

この問題については、1996年2月26日、「民法の一部を改正する法律案要綱」が法制審議会総会で決定されており、再婚禁止期間に関する規定について、「1. 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。 2. 女が前婚の解消又は取消しの日以後に出産したときは、その出産の日から、1を適用しないものとする。」との改正案を提示している。

また、国際的な動向を見ると、長年再婚禁止規定を置いていたドイツやフランスでも、それぞれ1998年、2004年に民法の当該規定を削除し、さらに韓国でも2005年の民法改正時に削除するなど、現在、先進諸国で女性のみの再婚禁止規定を置いているのは日本だけであると言われている。2009年8月の女性差別撤廃委員会の総括所見や自由権規約委員会の懸念事項・勧告等でも、民法733条が問題とされてきた。

Xが提訴を考えているとき、最高裁判所は、民法733条につき「百日超過部分（は）、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反する」との判断を示した（最大判2015（平27）年12月16日）。しかし、同判決に付された反対意見は、「女性について6箇月の再婚禁止期間を定める本件規定〔民法733条〕の全部が憲法14条1項及び24条2項に違反」するとした。

この最高裁判決を受け、民法733条1項は、「女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と改正された。

設問 Xは、改正された民法733条1項も憲法違反でないかと考え、あなたに相談をした。あなたは、Xにどのような意見を示すか、述べなさい（国家賠償法の違法性の問題および立法不作為の違法性の問題は論じる必要がない）。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 C日程

(2017年1月7日実施)

試験科目：法律科目試験（商法）

配点：100点

次の文章を読んで、設間に答えなさい。

X 株式会社（以下、「X社」とする。）は監査役設置会社である取締役会設置会社で、繊維業を主たる事業としてきたが、経営不振に陥り、平成 27 年に事業を休止した。平成 28 年 3 月、X 社代表取締役 A は、同社の主力工場、その設備、およびその敷地（以下、「工場等」とする。）を、繊維業を営むY株式会社（以下、「Y 社」とする。）に売却し、Y 社から代金を受け取った。しかし X 社では、これに関する取締役会決議も、株主総会決議も、行われていなかった。同年 6 月、A の後任の X 社代表取締役 B がこのことに気づき、Y 社への工場等の売却は無効であるとして、X 社は工場等の返還を求めた。

【設問】

X 社による工場等の返還請求は認められるかについて論じなさい。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻
<専門職学位課程> 入学試験 C日程

(2017年1月7日実施)

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

次のIおよびIIに解答しなさい。

I 以下の文章を読んで、問い合わせに答えなさい。

本件建物は、平成27年5月4日、Aの死亡によりその妻Yが相続したものであるが、同年5月17日、YからBに売り渡された。その後、同年12月2日に、相続を原因とするYへの所有権移転登記が経由されたものの、Bへの移転登記はなされず、本件建物はY所有名義のままとなっている。

その後、Xは、平成28年になって、本件建物の敷地である本件土地を競売により取得した。Xが、Yを相手方として、土地所有権に基づく建物取去土地明渡請求訴訟を提起したところ、Yは、Bへの売却により本件建物の所有権を失っているから本件土地を占有していないと争った。

あなたはどのように判断するか、論じなさい。

II 以下の文章を読んで、問い合わせに答えなさい。

Yは5年ほど前に、A所有の本件土地を同人から賃借し、土地上に建物(カラオケ店)を建設して所有している。ただし、同建物の登記は、税金対策のためYの妻Z名義で所有権の保存登記がなされたが、その登記の時期は昨年末であった。その後、今年になって、AはXに対する多額の借金を返すために本件土地の所有権を代物弁済としてXに移転した。この場合において、以下の設問(1)および(2)に答えなさい(各設問は独立している)。

- (1) Xは土地について未登記のまま、Yに対して、土地の賃料の支払を請求することができるか、について論じなさい。
- (2) Xは土地について所有権取得の登記を経由した後、Yに対して、建物取去・土地明渡しを求めることができるか、について論じなさい。